韓国知的財産ニュース 2026 年 10 月前期

(No. 563)
発行年月日：2026 年 11 月 18 日
発行：JETRO ソウル事務所　知的財産チーム
https://www.jetro.go.jp/korea-ip

★★★目次★★★

このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- １－１　【法案提出】デザイン保護法の一部改正法案（議案番号 2221503）
- １－２　【法案提出】商標法の一部を改正する法律案（議案番号 2221847）
- １－３　【公布】デザイン保護法施行令の一部改正令（総理令 36761 号）
- １－４　【公布】実用新案法施行令の一部改正令（総理令 36759 号）
- １－５　【公布】商標法施行令の一部改正令（総理令 36760 号）
- １－６　【公布】特許法施行令の一部改正令（総理令 36758 号）

特許、商標、デザイン（意匠）の出願・審査・審判

- ２－１　特許審判院と大韓弁理士会、知的財産審判制度の発展に向け意見交換

模倣品関連および知的財産権紛争

- ３－１　グローバル市場における K ブランドの保護に向けた中小ベンチャー企業部と知識財産処の連携体制が稼働
- ３－２　官民が連携して取り組む「K-ブランド政府認証制度」が本格的に施行
- ３－３　オンラインでの模造品の流通、官民が協力して集中的に取り締まる
- ３－４　半導体検査の中核技術を海外に流出　元社員 3 人を摘発
- ３－５　先端技術の海外流出、「技術に精通した捜査官」を擁する知識財産処が最後まで追跡
- ３－６　韓国知識財産処、国政監査の後続立法としてパブリシティ権侵害に対する制裁の大幅強化を推進

知財活用・連携

- ４－１　AI 時代の国際特許競争、どう対応すべきか？…「官民一体」で結束
- ４－２　知識財産処の発足 1 周年、知識財産行政の 80 年の歩みを未来へとつなぐ
- ４－３　協働運搬ロボットなど、メガプロジェクト関連の新規商品名称 72 件を公開
- ４－４　「AI はツール、権利は人の貢献によるもの」…知識財産委員会、AI 活用に関する知的財産権ガイドブック 5 種を総合的に 検証

会議・イベント・研修

- ５－１　韓国の知的財産行政のルーツと歩みを振り返る
- ５－２　知識財産処と LG グループ、知的財産に関する現場コミュニケーション懇談会を開催

その他一般

今号はありません。

法律、制度関連

１－１ 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法案（議案番号 2221503）

議員立法（2026.9.21.）

デザイン保護法に関する法律一部改正法律案

議案番号：2221503

提案日：2026年9月21日

提案者：オ・セヒ議員、他10人

提案理由及び主要内容

現行法は、デザイン（意匠）権者または専用実施権者が、デザイン権の侵害により被った損害について、損害賠償を請求できると規定している。

しかし、現行法上、侵害による具体的な損害額の立証が困難な場合のための法定損害賠償

制度が設けられていないため、デザイン権侵害に対する実効的な権利救済に限界がある一方で、現行の「商標法」は一定の範囲で法定損害賠償を認めており、知的財産権間の権利救済手段に関する衡平性の問題が生じるおそれがあるという意見がある。

そこで、デザイン権者または専用実施権者が具体的な損害額を立証することが困難な場合であっても、一定の範囲内で損害賠償を請求できるよう法定損害賠償制度を導入し、故意による侵害の場合は賠償限度額を引き上げることで、現行法の権利救済制度を合理的に改善し、他の法律との衡平性を高めることを目的としている（案第 115 条の 2 新設）。

法律第　　号

デザイン保護法に関する法律一部改正法律案

デザイン(意匠)保護法の一部を次のように改正する。

第 115 条の 2 を次のように新設する。

第 115 条の 2 (法定損害賠償の請求)① デザイン権者又は専用実施権者は、自己が使用している登録デザインと同一又は同一性のあるデザインを使用して、自己のデザイン権又は専用実施権を故意又は過失により侵害した者に対し、第 115 条第 1 項に基づく損害賠償を請求する代わりに、1 億ウォン(故意に侵害した場合には 3 億ウォン)以下の範囲内で相当な金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、裁判所は、弁論全体の趣旨及び証拠調査の結果を考慮して、相当な損害額を認定することができる。

② 第 1 項前段に該当する侵害行為について、第 115 条第 1 項に基づき損害賠償を請求したデザイン権者又は専用実施権者は、裁判所が弁論を終結するまで、その請求を第 1 項に基づく請求に変更することができる。

附　則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例)第 115 条の 2 の改正規定は、この法律の施行後に発生した違反行為から適用する。

1－2 【法案提出】商標法の一部を改正する法律案(議案番号 2221847)

議員立法(2026.10.8.)

商標法の一部改正法律案

議案番号:2221847

提案日:2026年10月8日

提案者:ペク・ヘリョン議員、他9人

提案理由及び主要内容

電子商取引や海外からの越境 EC の規模が継続的に拡大するにつれ、韓国国内だけでなく海外からも流入する模倣品も増加しており、国民の健康と安全への被害が懸念されている。

また、AI などを活用した模倣品の製造手口は日増しに巧妙化しており、模倣品の流通経路も、従来のオンライン EC サイトなどのオープンマーケットから、ブログ・カフェ、SNS、動画プラットフォームなどへと拡大しているため、オンライン環境における模倣品の流通を効果的に遮断する対策が何よりも急務となっている。

一方、オンライン上の模倣品を効果的に遮断するためには、取引仲介手段を提供したオンラインサービス提供者に対し、模倣品の流通に関する責任を規定する必要があるとの指摘がある。

これを受け、商標権者が自身の権利を侵害する模倣品の販売差し止めを要求する場合、オンラインサービス提供者は販売中止など、商標権侵害防止措置を講じるよう義務付け、韓国国内に住所又は営業所を持たないオンラインサービス提供者であって、売上規模、 利用者数など、大統領令で定める基準に該当する海外プラットフォームなどのオンラインサービス提供者については、国内に代理人を指定することを義務付け、指定された国内代理人が、商標権侵害防止措置など、オンラインサービス提供者が遵守すべき手続きを代行するようにする必要がある。

併せて、オンラインサービス提供者が商標権侵害防止措置や模倣品を販売したサービス利用者に関する情報の提供などを履行しない場合、商標権者の要請に基づき、知識財産処長がその履行を命じることができるようにし、 商標権侵害の実態調査及びその結果の公表を行い、商標権侵害行為に対するモニタリングを可能とすることで、オンライン上での模倣品の流通を効果的に防止し、公正な商標取引秩序を確立するとともに、商標権保護の強化に貢献することを目的としている。

イ. オンラインサービス提供者及びサービス利用者に関する定義を新設する(案第2条第1項第12号及び第13号の新設)。

ロ. オンラインサービス提供者が、商標権侵害商品の販売阻止など、本法で規定された手続きをすべて遵守した場合、他人の商標権侵害及びサービス利用者の損害について過失がないものと推定する(案第108条の2の新設)。

ハ. オンラインサービス提供者による商標権侵害の防止のための遵守手続などを規定し、これを履行しない場合、知識財産処長が産業財産権紛争調停委員会の審議を経て、オンラインサービス提供者に対し、侵害防止措置などの履行を命じることができるようにする(案第108条の3新設)。

ニ. 商標権者等が民事上の訴訟提起などのために、オンラインサービス提供者に対し、模倣品を販売したサービス利用者に関する情報の提供を要求できるようにし、オンラインサービス提供者がこれを拒否した場合、知識財産処長は産業財産権紛争調停委員会の審議を経て、情報の提供を命じることができるようにする(案第108条の4新設)。

ホ. 国内に住所又は営業所を持たないオンラインサービス提供者が、売上規模、利用者数など大統領令で定める基準に該当する場合、国内代理人を指定することを義務付け、当該国内代理人がオンラインサービス提供者の遵守手続きなどを代行するようにする(案第108条の5新設)。

ヘ. 知識財産処長は、商標権又は専用使用権の侵害に関する実態調査を実施し、その結果を公表できるようにする(案第108条の6新設)。

ト. 知識財産処長は、商標権又は専用使用権の侵害行為の発生を確認するためのオンラインモニタリングを実施することができ、これに関する情報システムを構築・運営できるようにする(案第114条の2及び第114条の3新設)。

チ. 知識財産処長は、過料処分を受けた者に対し、その違反行為、処分内容など大統領令で定める事項を公表できるようにする (案第229条の2新設)。

リ. サービス利用者に関する情報を民事上の訴えの提起などの目的以外に使用や自身に正当な権利がないことを知りながら侵害防止措置やサービスの再開を要求し、オンラインサービス提供者の業務を妨害した者に対して罰則を科すこととする(案第234条の2新設)。

ヌ. 国内に住所又は営業所を持たないオンラインサービス提供者の国内代理人の未指定など、国内代理人に関する義務違反行為、及び知識財産処長による商標権侵害防止措置、サービス利用者に関する情報の提供などの命令に従わなかった者に対し、過料を科すものとする(案第237条第1項及び第2項の新設など)。

1－3 【公布】デザイン保護法施行令の一部改正令（総理令 36761 号）

電子官報（2026.10.13.）

国務会議の審議を経た「商標法施行令」の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 10 月 13 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長　　官

（韓国知識財産処所管）

◉大統領令第 36761 号

デザイン保護法施行令の一部改正令

「デザイン（意匠）保護法施行令」の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項のうち、「自然人である創作者の住所を掲載する場合、そのデザイン権者、デザイン登録出願人又は創作者の申請があれば、その住所の一部のみを掲載することができる」を「創作者の住所を掲載する場合、市・郡・区までの住所のみを掲載しなければならない」とし、同項に但書を次のように新設するとともに、同条第 5 項中の「第 4 項に基づく申請の方法・手続及び住所の掲載範囲は」を「第 4 項の但書に基づく申請方法及び手続等に関する事項は」とする。

ただし、当該デザイン権者、デザイン登録出願人又は創作者の申請があれば、その住所の全部を掲載することができる。

附　　則

この令は、2026 年 12 月 21 日から施行する。

◇改正の理由及び主な内容

デザイン（意匠）権者、デザイン登録出願人及び創作者の個人情報を保護し、プライバシーの侵害などを防止するため、知識財産処長がデザイン公報に自然人であるデザイン権者・デザイン登録出願人・考案者の住所を掲載する場合、市・郡・区までの住所のみを掲載するものとするが、当該デザイン権者、デザイン登録出願人の創作者の申請があれば、例外的にその住所のすべてを掲載できるようにするためである。

〈法制処提供〉

1－4 【公布】実用新案法施行令の一部改正令(総理令 36759 号)

電子官報(2026.10.13.)

国務会議の審議を経た「実用新案法施行令」の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 10 月 13 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長　　官

(韓国知識財産処所管)

◉大統領令第 36759 号

実用新案法施行令」の一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中の「その実用新案権者、出願人または考案者の申請があれば、その住所の一部のみを掲載することができる」を「市・郡・区までの住所のみを掲載しなければならない」とし、同項に次のような但書を設け、同条第 5 項中の 「第 4 項に基づくその申請方法及び手続、住所の掲載範囲は」を「第 4 項の但書に基づく申請方法及び手続等に関する事項は」とする。

ただし、当該実用新案権者、出願人又は考案者の申請があれば、その住所の全部を掲載することができる。

附　則

この令は、2026 年 12 月 21 日から施行する。

◇改正の理由および主な内容

実用新案権者、出願人および考案者の個人情報を保護し、プライバシーの侵害などを防止するため、知識財産処長が実用新案公報に自然人である実用新案権者・出願人・考案者の住所を掲載する場合、市・郡・区までの住所のみを掲載するものとするが、当該実用新案権

者、 出願人または考案者からの申請があれば、例外的にその住所のすべてを掲載できるようにするためである。

〈法制処提供〉

1－5 【公布】商標法施行令の一部改正令(総理令 36760 号)

電子官報(2026.10.13.)

国務会議の審議を経た「商標法施行令」の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 10 月 13 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長　　官

(韓国知識財産処所管)

◉大統領令第 36760 号

商標法施行令の一部改正令

商標法施行令の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号を次のようにし、同条第 2 項中の「第 1 項第 1 号の但書に基づく申請の方法・手続き及び住所の掲載範囲は」を「第 1 項第 1 号ア項の但書に基づく申請の方法及び手続き等に関する事項は」とする。

1. 次の各号の区分に応じた事項

ア. 商標権者が自然人である場合:氏名及び市・郡・区までの住所。ただし、当該商標権者の申請があれば、その住所の全部を掲載することができる。

イ. 商標権者が法人である場合:法人の名称及び営業所の所在地

第 19 条第 2 項各号以外の部分中の「含めなければならない」を「含めるものとする」とし、同項第 1 号を次のように改め、同条第 3 項中の「第 2 項第 1 号但書に基づく申請の方法・手続及び住所の掲載範囲は」を「第 2 項第 1 号イの但書に基づく申請方法及び手続等に関する事項は」とする。

1. 次の各号の区分に応じた事項

ア. 出願人が自然人である場合:氏名及び市・郡・区までの住所。ただし、当該

出願人の申請があれば、その住所の全部を掲載することができる。

イ. 出願人が法人である場合:法人の名称及び営業所の所在地

附　　則

この令は、2026 年 12 月 21 日から施行する。

◇改正の理由及び主な内容

商標権者、出願人及び考案者の個人情報を保護し、プライバシーの侵害などを防止するため、知識財産処長が商標公報に自然人である商標権者・出願人・考案者の住所を掲載する場合、市・郡・区までの住所のみを掲載するものとするが、当該商標権者、出願人の申請があれば、例外的にその住所のすべてを掲載できるようにするためである。

〈法制処提供〉

1－6 【公布】特許法施行令の一部改正令(総理令 36758 号)

電子官報(2026.8.17.)

国務会議の審議を経た「特許法施行令」の一部改正令をここに公布する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 10 月 13 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長　　官

(韓国知識財産処所管)

◉大統領令第 36758 号

特許法施行令の一部改正令

特許法施行令の一部を次のように改正する。

第 19 条第 4 項中の「当該特許権者、出願人又は発明者の申請があれば、その住所の一部のみを掲載することができる」を「市・郡・区までの住所のみを掲載しなければならない」とし、同項に次のような但し書きを新設するとともに、同条第 5 項中の「第 4 項に基づく申請方法及び手続、住所の掲載範囲は」を「第 4 項の但書に基づく申請方法及び手続等に関する事項は」とする。

ただし、当該特許権者、出願人又は発明者の申請があれば、その住所の全部を掲載することができる。

附　　則

この政令は、2026 年 12 月 21 日から施行する。

改正の理由及び主な内容

特許権者、出願人及び発明者の個人情報を保護し、プライバシーの侵害などを防止するため、知識財産処長が特許公報に自然人である特許権者・出願人・発明者の住所を掲載する場合、市・郡・区までの住所のみを掲載するものとするが、当該特許権者、出願人又は発明者からの申請があれば、例外的にその住所の全部を掲載できるようにしようとするものである。

〈法制処提供〉

関係機関の動き

2－1　特許審判院と大韓弁理士会、知的財産審判制度の発展に向け意見交換

韓国知識財産処（2026.10.15.）

－「知識財産審判制度研究会」が発足…現場中心の審判制度の改善課題を発掘
－ 特許・商標審判制度の改善から審判手引書の改訂まで、現場の意見を聴取

知識財産処（キム・ヨンソン処長）特許審判院は、大韓弁理士会（チョン・ジョンハク会長）と 10 月 15 日（木）14 時 30 分、大韓弁理士会館（ソウル市瑞草区）にて「第 1 回知識財産審判制度研究会」を開催し、特許・商標審判制度の主要な改善課題と審判実務の発展策について議論すると発表した。

「知識財産審判制度研究会」は、審判制度を直接利用する現場の声を審判政策に反映させるため、両機関が共同で設けた定例研究会である。今回の研究会には、両機関の長をはじめ、特許審判院の関係者や大韓弁理士会所属の弁理士など約 15 名が出席する。

第 1 回研究会において、大韓弁理士会は、▲一つの発明に対して複数の特許が登録される場合、重複する権利の行使を制限する制度の導入、▲不使用商標登録取消審判において答弁書が提出されていない事件の審決期限基準の策定など、現場から提起された改善課題を提案する。特許審判院は、▲人工知能によって生成された虚偽資料の審判処理基準を骨子とする 2026 年審判手引書の改正案、▲審判費用のうち代理人費用の改善案について、専門家や現場の意見を聴取する予定だ。

今後、研究会では、審判手続きの信頼性と予測可能性の向上、特許取消申請制度の改善、人工知能の活用拡大に伴う審判環境の変化への対応など、主要な懸案事項について議論していく計画だ。両機関は研究会を定例的に運営し、現場の意見を共有するとともに、審判の専門性・迅速性および利用者の利便性を高めるための改善課題を継続的に発掘していく予定だ。

大韓弁理士会のチョン・ジョンハク会長は、「弁理士たちが審判実務で経験した事例や改善意見を特許審判院と直接共有するという点で、研究会の意義は大きい」とし、「現場の経験を基に、より合理的で利用者に優しい審判制度を構築するために積極的に協力していく」と述べた。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「審判制度が国民や企業が信頼できる実効的な権利救済手段として発展するためには、現場の声を継続的に聞くことが重要だ」とし、「研究会で議論された意見が実際の制度改善につながるよう、大韓弁理士会と緊密に協力していく」と述べた。

特許、商標、デザイン(意匠)の出願・審査・審判

3－1 グローバル市場におけるKブランドの保護に向けた中小ベンチャー企業部と知識財産処の連携体制が稼働

韓国知識財産処(2026.10.02.)

- 「中小企業 K ブランド知的財産保護協議体」を発足・運営開始
- 侵害事例の共有・対応、支援事業間の連携などを通じて K ブランドを積極的に保護

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下「知識財産処」)と中小ベンチャー企業部(:イ・ソヨン長官、以下「中企部」)は 10 月 2 日、政府大田庁舎において、「中小企業 K ブランド知的財産保護協議体」の発足会議を開催すると発表した。

近年、韓流ブームを背景に、K ビューティー、K フード、K ファッションなど K ブランドの人気が高まる一方、韓国製品の商標やデザイン(意匠)を無断で盗用・模倣した製品がグローバルプラットフォームやオフライン店舗で流通する事例が急増しており、輸出中小企業に少なからぬ被害が発生している。

K ブランドの知的財産	·K ビューティー :「Beauty of Joseon(朝鮮美女)」のヒット商品である「ライスサンクリーム」などが Amazon や TikTok Shop などで模倣品として販売されている。これらの模倣品は外観デザインだけでなく、容器開口部の封印用ビニールシー

権侵害事例	ルのデザインまで正規品とほぼ同様に模倣しており、消費者の疑念を避けるため価格も正規品と同程度に設定されている。
	·K-フード ： インドネシアなどでは、韓国の有名海苔ブランドの商標やパッケージを模倣した偽・模倣食品が現地市場やオンラインショッピングモールで流通している。また、海外事業者が韓国企業の有名ブランドを先に現地で商標出願し、その後、類似する名称やデザインを使用した模倣品を製造して第三国へ輸出する事例も確認されている。

これを受け、中企部および中小ベンチャー企業振興公団（以下、中振公）、さらに韓国中小企業の海外知的財産権紛争支援などを担う韓国知識財産処と知識財産保護院（以下、保護院）は、被害の最小化に向けて「中小企業 K ブランド知的財産保護協議体」を発足し、共同で対応していくことで合意した。

今後、両機関は海外で運営中の拠点センター（GBC、海外 IP センター）を活用し、商標の先取り出願や模倣品流通などによる侵害事例や関連情報を随時共有・対応するとともに、輸出支援事業に参加する中小企業が海外知的財産保護における関連事業についても併せて支援を受けられるよう、事業間の連携を推進していく方針である。

※中振公 GBC：ニューヨーク、東京、北京、ハノイ、ジャカルタなど 22 拠点（14 カ国）

※保護院海外 IP センター：ロサンゼルス、北京、ホーチミン、メキシコシティなど 10 拠点（40 カ国を支援）

また、海外における知的財産権保護や紛争対応支援に関する教育・説明会も共同で実施する。さらに、これらの取り組みを体系的に推進するため、中振公と保護院は業務協約（MOU）を締結し、本格的な事業を展開していく予定である。

中小ベンチャー企業部のシム・ジェユングローバル成長政策官は、「K ブランドの偽・模倣は経済的損失にとどまらず、企業やブランドイメージに深刻な打撃を与え、企業の存続そのものを脅かしかねない重要な問題だ」とし「輸出過程で中小企業が遭遇する知的財産権侵害被害を最小限に抑えられるよう、関係機関との連携を一層強化していく」と語った。

また、知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「中小企業が長年かけて育てたブランドが海外進出の過程で商標の先取り出願や模倣品により予期せぬ被害を受けないよう、

先んじた支援を行うことが重要だ」とし、「中企部の輸出支援インフラと知識財産処の知的財産紛争対応体制を緊密に連携させることで、中小企業が海外でも安心して成長できる知的財産保護ネットワークの構築に努めていく」と述べた。

3－2 官民が連携して取り組む「K-ブランド政府認証制度」が本格的に施行

韓国知識財産処（2026.10.17.）

- 企業製品への国家認証商標の付与や正規品認証技術の適用など、政府が積極的に対応
- 「政府認証→消費者による正規品確認→模倣品の追跡・国際共助捜査」へとつながる保護体系を構築
- 三養食品、アモーレパシフィック、韓国人参公社、優良中小企業など 31 社が参加を申請

知識財産処（キム・ヨンソン処長）は 10 月 7 日から、海外で拡大の一途をたどる偽 K ブランドを強力に遮断するため、大韓民国政府が国家認証商標の権利者として直接対応する「K-ブランド政府認証制度」を施行すると発表した。

OECD（2024 年）の発表によると、世界における K ブランドの模倣品流通規模は約 11 兆ウォンと推計されている。また、K ブランドの無断先取り出願や、韓国企業の製品であるかのように誤認させる便乗商品も広がっており、個別企業だけの対応では限界が大きいとの指摘を踏まえたものだ。

＜国際的に保護される商標権を活用し、責任ある履行を促進＞

新たに導入される制度の柱は、国際条約に基づき世界各国で保護される知的財産権の一種である商標権を活用し、大韓民国政府が国家認証商標の権利者として企業とともに模倣品対策に取り組む点にある。海外で国家認証商標が模倣された場合、権利を侵害された大韓民国政府が各国法で認められる範囲内で商標権を積極的に行使することが主な内容である。

国家認証商標の概要

- 国家認証商標：K ブランドの正規品であることを政府が証明する商標（権利者：大韓民国）
- 「K-Lifestyle」、「K-Spirit」、「K-Culture」、「K-Tech」を組み合わせ、K ブランド製品全体を表現
- 四方へ集まり広がる形状により、K ブランドが世界へ広がることを意味

※韓国内での出願を 9 月に完了しており、年末までに主要輸出先 73 カ国での出願を完了する予定

韓国企業は国家認証商標の使用有無を自主的に決定でき、使用を希望する場合は自社製品に国家認証商標を付与することができる。また、国家認証商標には、韓国造幣公社が紙幣製造を通じて蓄積した技術を基に開発した最新の正規品認証技術を適用し、偽造を困難にする計画だ。

海外の消費者は、アプリを別途インストールすることなく、スマートフォンのカメラで K ブランド製品に付された国家認証商標をスキャンすることで、正規品かどうかをその場で確認できる。韓国政府はスキャン情報を分析し、模倣品の流通地域を把握するとともに、現地の捜査・執行機関と連携して取締りに活用する方針である。

現在、三養食品、アモーレパシフィック、韓国人参公社をはじめ、優良中小企業など 31 社が参加を申請している。国家認証商標の使用企業には真贋情報収集システムの利用権限を提供し、中小・中堅企業については正規品認証技術の導入費用を 1 社当たり最大 2 億ウォンまで支援する。また、韓国貿易保険公社の輸出保険料割引、KOTRA の輸出展示会参加時の加点付与、韓国貿易協会の「TradeKorea」内の特設販売館への入店など、関係機関の輸出支援事業と連携した特典も提供される。

＜韓流スターによる広報とインターポールとの連携で海外取締りを強化＞

海外消費者向けの広報と現地での取締りも強化する。韓流スターが出演する広報映像を制作し、YouTube や TikTok などの主要プラットフォームで集中的に配信する。これにより、海外の消費者が国家認証商標「K」を直接スキャンして正規品を確認する文化の定着を図る方針だ。

さらに、海外における模倣品の捜査・摘発能力も強化する。このため、知識財産処は国際捜査機関であるインターポールへ専門人材を派遣し、常習的かつ大規模に K ブランドの模倣品を製造・流通する行為に積極的に対応する計画である。また、海外政府とのネットワークを活用し、K ブランドの模倣品に対する捜査、取締り、通関保留などの措置強化も継続的に求めていく予定だ。

これにより、「政府認証→消費者による正規品確認→模倣品の追跡・国際共助捜査」へとつながる重層的なKブランド海外保護体系を構築する考えだ。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K ブランドは企業だけの資産ではなく、国民の情熱と挑戦によって築かれた大韓民国の大切な資産だ」とし、「韓国企業が海外で模倣品による不当な被害を受けることなく、Kブランドが世界のどこでも信頼され選ばれるよう、大韓民国政府が力強く後押ししていく」と述べた。

なお、K-ブランド政府認証制度への参加を希望する企業は、11 月 10 日までに K-ブランド政府認証制度参加申請システム（koipa.re.kr/k-brand）から申請できる。詳細は韓国知識財産保護院（02-6196-2045、2063～2064）まで問い合わせればよい。

3－3 オンラインでの模造品の流通、官民が協力して集中的に取り締まる

韓国知識財産処（2026.10.12.）

- 人工知能を活用した模倣品の迅速な検知、商標権者による鑑定を経て販売を阻止
- ブラックフライデーなど海外直購の繁忙期、休日・夜間を含め年末まで常時情報を収集

知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、10 月 12 日（月）から年末まで、消費者の健康・安全を脅かす模倣品を遮断するため、商標権者・オンラインマーケットプレイスと連携し、官民合同によるオンライン情報収集を実施すると発表した。

最近、模倣品はブランド品などの高価な製品から、化粧品・健康機能食品など日常生活に密接に関わる製品へと広がっている。海外からの個人輸入の増加と相まって、模倣品の国内流入も増える恐れがあり、より迅速な検知と遮断が必要な状況にある。

知識財産処はまず、10 月 12 日から 30 日まで、化粧品、健康機能食品、乳幼児・児童用品、洗浄用品の 35 の商標を対象に、オープンマーケットや SNS など 15 のオンラインマーケットで流通する模倣品について、集中的に情報を収集する。

人工知能を活用して模倣品の疑いがある販売投稿を見つけ出し、必要に応じて製品を直接購入し、商標権者が正規品・模倣品を鑑定した後、模倣品と確認されれば販売を遮断する。人工知能による検知と商標権者の専門性を組み合わせ、模倣品をより正確かつ迅速に見極める計画だ。

続いて 11 月から年末までは、ブラックフライデーなど、海外からの個人輸入がピークを迎える時期に合わせ、常時情報収集体制を稼働させる。年末に海外からの個人輸入需要が集中する衣類・ファッション雑貨・靴などを対象に、AI による情報収集に加え、韓国知識財産保護院の在宅情報収集チーム(85 名)および専門人材を投入し、大規模な割引イベント期間中は休日・夜間にも集中的に情報を収集する。

摘発された模倣品の情報は、関税庁、放送メディア通信審議委員会などの関係機関および商標権者と共有し、通関段階で韓国への流入を阻止するとともに、模倣品を販売するホームページのアクセス遮断にまで連携させる計画だ。

知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「模倣品の製造・流通の手口がますます巧妙化しているだけに、政府と民間の検知・鑑定・遮断能力を緊密に連携させることが重要だ」とし、「消費者の健康と安全を脅かす模倣品を迅速に見つけ出し、遮断していく」とのべた。

3－4 半導体検査の中核技術を海外に流出 元社員 3 人を摘発

韓国知識財産処(2026.10.14.)

- 年収 2 倍の提示を受け犯行に及ぶ…元従業員 1 人を拘束起訴、2 人を在宅起訴
- 国家情報院の情報提供を受け捜査に着手、知識財産処と大田地方公訴庁が連携して起訴した第 1 号事件

知識財産処(キム・ヨンソン処長)技術流出特別司法警察課(以下、「技術警察」)と大田地方公訴庁(:キム・ドワン庁長)重大犯罪公訴第 2 部は、被害企業の半導体検査中核技術を海外生産に使用した同社の元従業員 A 氏(45)を不正競争防止法違反および産業技術保護法違反の容疑で拘束起訴し、同じ企業の元従業員 B 氏(40)および C 氏(40)を在宅起訴したと発表した。

今回の事件は、知識財産処技術警察が海外技術流出事犯の容疑者を拘束し、公訴庁が起訴した第 1 号事件である。

＜国産化に成功した「半導体検査中核技術」を海外で使用した元従業員 3 人を摘発＞

技術警察によると、A 氏らは 2023 年 11 月から 2026 年 2 月までの間、韓国国内被害企業の現地流通を担当する海外流通企業と共謀して海外製造企業を設立し、被害企業の「半導体検査中核技術」の設計図面や資料を使用して製品を生産し、海外に供給した容疑を受けている。

捜査の結果、A 氏、B 氏、C 氏は、海外へ逃亡した D 氏（58）の提案を受け、従来の年収の 2 倍の条件で海外製造企業へ転職していたことが明らかになった（2023 年 11 月）。

また、被害企業の「半導体検査中核技術」（プローブカード技術）を利用して製作した試作品を海外へ供給していたことも確認された（2025 年 12 月）。被害企業は、容疑者らの犯行により海外市場を失った場合、年間 400 億ウォンの売上損失が発生すると見込んでいる。

プローブカード技術は、半導体チップの不良の有無をウェーハ段階で検査する半導体検査装置に関する技術であり、米国や日本の企業が市場を先行してきた分野である。被害企業は同技術の国産化に成功し、高帯域幅メモリー（HBM）向け検査装置まで開発して、国内外の主要半導体メーカーに製品を供給してきた。

＜技術警察、技術専門性と増員された捜査人員により容疑を立証＞

技術警察は、国家情報院から情報提供を受けて 2025 年 7 月に捜査に着手したものの、A 氏ら容疑者が海外に滞在していたため捜査は難航した。

その後、国家情報院との連携により、容疑者らが設立した海外製造企業が調達や設計のため韓国内のサプライチェーンを利用していることを把握し、国内設計企業への家宅捜索（2026 年 7 月）を実施した。その結果、容疑者らが使用した被害企業の設計図面および技術資料を確保した。

押収資料は、被害企業名などの出所情報が削除、容疑者らが転職した海外製造企業の資料であるかのように再編集されていたため、外見だけでは被害企業の技術資料かどうか判断することが困難だった。

技術警察は、半導体業界で研究・開発経験を積んだ専門捜査官と、2026 年 6 月に増員された捜査人員を集中的に投入した。さらに、押収資料を精密に分析し、出所が削除された資料についても、被害企業の技術を基に作成・改変されたことを突き止めた。

技術警察は、A 氏について拘束起訴相当の意見を付して送致し、B 氏および C 氏については在宅起訴相当の意見を付して送致した。また、海外に滞在し捜査を逃れている主犯 D 氏（被害企業の元役員）については、インターポールに赤手配を要請しており、身柄を確保し次第、捜査を進める予定である。

＜刑事司法制度の変化の中でも連携により捜査の空白を防止＞

今回の事件は、検察庁の公訴庁への移行など刑事司法制度の変化と並行して進められた。
技術警察と公訴庁は、令状請求、家宅捜索、被疑者の身柄確保など主要な捜査手続きにおいて緊密に連携した。また、公訴庁発足の過程においても協力体制を維持し、捜査と起訴が滞りなく進められるよう対応した。

知識財産処のチョン・ヨヌ次長は、「企業の中核技術が海外へ流出すれば取り返しがつかないため、技術流出犯を摘発することも重要だが、技術流出そのものを事前に防ぐことがさらに重要だ」とし、「徹底した捜査により海外への技術流出犯罪に厳正に対応する一方、事前流出防止に向けて海外技術流出に対する処罰水準の引き上げや、犯行に加担した海外企業についても処罰できるよう制度改善を進めていく」と述べた。

3－5　先端技術の海外流出、「技術に精通した捜査官」を擁する知識財産処が最後まで追跡

韓国知識財産処（2026.10.14.）

- 知識財産処、国政監査を受けて技術警察の捜査範囲に関する制度改善を推進

知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、刑事司法体制の改編に伴う技術流出犯罪の捜査の空白を防ぐため、知識財産処技術警察の捜査範囲を営業秘密侵害にとどまらず、国家中核技術・ 国家先端戦略技術の流出犯罪にまで拡大する「司法警察管理者の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」（以下「司法警察職務法」）の改正を早急に推進すると 14 日に発表した。

今回の国政監査では、技術流出犯罪の捜査の空白を解消し、迅速な捜査が行われるための制度的な補完が必要であるとの指摘がなされた。実際、知識財産処の技術警察が起訴意見で送致した営業秘密の国外流出犯の約 81.8%は、「産業技術保護法」または「国家先端戦略産業法」違反の容疑が併せて適用されていたことが分かった。しかし、知識財産処の技術警察は、特許・営業秘密侵害犯罪についてのみ捜査が可能であり、「産業技術保護法」などの関連法律に基づく犯罪を直接捜査する権限はない。最近改正された刑事訴訟法により、公訴庁検事による補完捜査も不可能となったため、関連する容疑を他の捜査機関に移送して捜査する過程で、事件処理の遅延や、一部の容疑が漏れる懸念が高まっている。

技術流出犯罪は、家宅捜索の範囲設定から証拠分析、容疑の立証に至るまで、高度な技術的専門性が求められる。司法政策研究院*も、技術に対する理解不足が技術流出犯罪の審理を困難にする主な原因であると指摘している。このように技術的争点を正確に把握し、中核となる証拠を確保することが重要であるだけに、捜査の初期段階から技術的専門性を備えた知識財産処の技術警察による直接対応が必要である。

*『技術流出犯罪の審理方式と量刑に関する研究』、司法政策研究院（2025）

これを受け、知識財産処は、営業秘密の侵害だけでなく、国家コア技術・国家先端戦略技術の流出犯罪に至るまで、技術警察が直接捜査できるよう、「司法警察職務法」の改正を推進する方針だ。現在、国会に関連する改正案が多数発議されていることから、国会および関係省庁と緊密に協議し、早期の立法化を推進する計画である。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「先端技術の流出は、企業の被害にとどまらず、国家の経済安全保障と産業競争力を脅かす重大な犯罪である」とし、「刑事司法体制の改編過程において、技術流出の捜査に抜け穴が生じないよう関連法令を速やかに整備し、技術警察の専門性を基に、核心技術流出犯罪に迅速かつ効果的に対応していく」と述べた。

３－６　韓国知識財産処、国政監査の後続立法としてパブリシティ権侵害に対する制裁の大幅強化を推進

韓国知識財産処（2026.10.14.）

－ 通信販売仲介業者への協力要請の根拠整備および（パブリシティ権侵害に対する刑事処罰の新設など

知識財産処（キム・ヨンソン処長）は 14 日、有名人のデジタルレプリカ*が違法に悪用されていることに対する国政監査の指摘を厳粛に受け止め、対応の実効性を高めるための制度改善と予算確保に全力を尽くす計画である発表した。
＊ 人工知能（AI）・先端操作技術（ディープフェイク技術）などを活用し、特定の人物の肖像・音声などを実際と類似するように再現・合成したもの

今回の国政監査では、与野党を問わず、人工知能（AI）による合成・変形物の制作・流布に伴う被害の深刻さが指摘され、こうしたデジタルレプリカ問題に対する根本的な改善策の策定と、今後の類似事例に対する先制的な対応体制の構築が求められた。

知識財産処は、2022 年の「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」の改正で、有名人の肖像・音声などを商業的に無断使用する行為を独立した不正競争行為の類型（他目）として位置づけ、人格標識権（パブリシティ権）の保護を強化してきた。しかし、最近の人工知能（AI）技術の発展により、著名人の肖像・音声などを合成・模倣したコンテンツがオンライン上で多数制作・流布されているにもかかわらず、こうした行為が適切に取り締まり・遮断されていないのが現状である。これを受け、知識財産処は、パブリシティ権の侵害に対する抑止力を高めるため、次のように根本的な法・制度の改善に注力する方針である。

第一に、不正競争防止法に基づくパブリシティ権侵害の規制対象に「デジタルレプリカ」を明確に包含させ、「人工知能（AI）・デジタルトランスフォーメーション」という時代的変化を反映した、パブリシティ権の侵害行為に対する制裁の基盤を整備する。

第二に、パブリシティ権の侵害に対する刑事処罰規定を導入する。人工知能（AI）によって作成されたデジタルレプリカは、実際の人物が発していない発言や行動を作り出して広告に利用し、

短期間で大量に流通することで、消費者に甚大な被害をもたらす恐れがある。また、オンライン環境で流通するデジタルレプリカの特性上、一度被害が発生すると完全な回収が困難であり、被害者が民事訴訟を提起している間にも関連コンテンツが複製・流通し続けるため、侵害行為の抑止には限界があった。そこで、強力な司法的抑止力を確保し、迅速かつ専門的な捜査体制を強化するため、刑事処罰の根拠を新設するとともに、知識財産処の特別司法警察の職務範囲にも含めるよう、関連法令の改正を推進する。

第三に、通信販売仲介業者（オンラインプラットフォーム）に対する侵害物の遮断協力要請の根拠を設け、行政調査の実効性を高める。6 月に発足した「パブリシティ権の官民保護協議体*」を通じて、パブリシティ権の侵害事例を迅速に収集するとともに、通信販売仲介業者（オンラインプラットフォーム）との連携により、不正競争行為に関する諸事実を適時に把握し、知識財産処の行政調査権を積極的に発動できる制度的基盤を整備する計画だ。これにより、実効性のある被害の防止および早期の是正が行われるものと期待される。

* 参加芸能事務所：CJ ENM、HYBE、JYP、SM、YG、STARSHIP（計 16 社）

知識財産処のキム・ヨンソン局長は、「デジタルレプリカ問題の解決の鍵は、執行の実効性を担保することにある」とし、「早急に相关法令の改正を推進し、人工知能（AI）環境に適した法執行体制を構築していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4－1 AI 時代の国際特許競争、どう対応すべきか？…「官民一体」で結束

韓国知識財産処（2026.10.01.）

- 産・学・研・政府の約 20 機関が、国際的な人工知能特許の懸案事項に共同で対応
- 人工知能の中核・応用特許の確保および現場のニーズに基づいた政策・事業の発掘を推進

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、10 月 1 日（木）14 時、韓国科学技術会館（ST センター、ソウル市江南区）において、韓国の人工知能（AI）ファウンデーションモデルに関連する産・学・研および関連機関と共に「K-AI 特許戦略協議体」を発足させ、第 1 回懇談会を開催すると発表した。

今回の協議体は、米国・中国などの主要国が国家主導の人工知能（ソブリン AI）を育成し、米国の情報技術大手企業も AI 特許協力を強化するなど、AI 基盤モデル分野における国際的な特許競争が本格化していることを受けて設けられた。政府と民間が協力して AI の中核・応用特許を確保し、国際市場における人工知能（AI）技術の主導権を強化することを目的としている。

協議体には、LG 人工知能（AI）研究所、アップステージ、SK テレコム、KT、カカオなどの主要な AI 企業をはじめ、韓国科学技術院（KAIST）、韓国電子通信研究院（ETRI）など、産・学・研・官の約 20 機関が参加する。

この日の懇談会では、協議体の運営方針を共有し、2027 年に推進予定の「ソブリン AI 特許支援事業」の計画を紹介する。また、AI 関連の特許分析内容を共有し、韓国 AI 企業の特許競争力を強化する方策について議論する。

今後、協議体は定期・随時懇談会で、国際的な AI 関連特許の争点を継続的に共有し、共同対応策を模索するとともに、現場の声を反映させ、実効性のある政策・制度の改善および事業課題を発掘していく計画だ。

韓国知識財産処のキム・イルギュ知識財産政策局長は、「人工知能（AI）の事業化が加速するにつれ、国際特許紛争に備えた中核・応用特許の先行取得が重要になる」とし、「官民が一丸となって協力し、韓国企業の国際 AI 特許競争力の強化を積極的に支援していく」と述べた。

4－2　知識財産処の発足 1 周年、知識財産行政の 80 年の歩みを未来へとつなぐ － ショートカット

韓国知識財産処（2026.10.01.）

－ 知的財産行政の歴史および発足 1 周年の成果を共有、「2035 年タイムカプセル」を封印

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、10 月 1 日（木）午前 10 時、政府大田庁舎（大田市西区）にて職員らと共に「知識財産処発足 1 周年記念行事」を開催した。今回の行事は、昨年 10 月に特許庁が知識財産処として新たに発足して以来、過去 1 年間の成果を振り返り、今後の政策方向を共有するとともに、韓国の知的財産行政の歴史を再確認し、新たな飛躍を誓うために企画された。

特に今年は、光復の翌年である 1946 年に「特許院」が開設され、韓国の知的財産行政が本格的に第一歩を踏み出して以来 80 年となる年であり、知識財産処発足 1 周年の意義が一層際立った。

行事ではまず、韓国の知的財産行政の歩みをまとめた記念映像が上映された。映像は、1882 年にチ・ソクヨン先生が今日の特許権に相当する「機械専売権」の導入を要請した上疏と、1894 年の甲午改革当時、初の特許専任機関である「奨励局」が設置された内容から始まった。続いて、1946 年の特許・実用新案・商標・（デザイン）意匠・著作権などをすべて扱う「特許院」の設置、1977 年の「特許庁」開庁、そして 2025 年の「知識財産処」発足に至るまでの歴史を幅広く振り返った。

記念映像の上映後には、知識財産処の発足以来、過去 1 年間の主な成果と今後の政策方向を職員らと共有した。国家の知的財産政策を総括・調整する役割を担うことになった知識財産処は、首脳外交を契機に中国、フランスなどの主要国との知的財産協力を強化し、国際的な地位も高めている。

発足後は、国民のアイデアを発掘して成長につなげ、韓国企業の技術と知的財産をより強固に保護することに力を注いだ。第 1 号事業として「みんなのアイデア」を推進し、優れたアイデアを事業や政策に結びつけており、技術警察の組織と人員を大幅に拡大し、先端中核技術の流出に対する捜査・保護体制を強化した。

また、輸出企業・スタートアップ企業を対象に、1 ヶ月以内の審査を目標とする超高速審査を導入し、革新企業の適時な権利化を支援したほか、今年上半期の知的財産金融規模を 13.4 兆ウォンまで拡大し、優れた知的財産が事業化と成長につながるよう後押しした。

今後は、K-知的財産の収益化、国家認証商標による K-商標保護システムの構築、知的財産における人工知能（AI）の大転換の先導、地方における知的財産の育成を主要な政策方向とし、知的財産が大韓民国の成長と革新を牽引する中核的な原動力となるよう、政策能力を集中させる計画だ。

この日の行事では、仮想現実（VR）による絵画の祝賀公演や餅ケーキのカット、団体記念撮影など、職員一同が参加する和合の時間も設けられた。最後には、職員たちの未来のビジョンや願いなどを込めた「2035 年タイムカプセル」を封印し、発足 10 周年を迎える 2035 年の知識財産処の姿を共に期待した。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「この 1 年は、知識財産処の新たな役割と基盤を固める時間だった」とし、「共に努力してくださった職員の皆さんに感謝する」と語った。続いて、「今後、知的財産が韓国の革新と成長を牽引する力となるよう、国民や企業が実感できる変化を導いていく」と述べた。

4－3　協働運搬ロボットなど、メガプロジェクト関連の新規商品名称 72 件を公開

韓国知識財産処（2026.10.06.）

- 3 大メガプロジェクト関連の商標出願、今年 8 月に昨年の水準を上回る
- 知識財産処、業界で通用する新名称 72 件を先行公開、「27 年 1 月の告示に反映」

協働運搬ロボット、ペロブスカイト太陽電池など、3 大メガプロジェクト関連の商品名称が新規名称として追加され、来年 1 月 1 日から商品分類に正式に反映される。

＜新規商品名称 72 件を先行公開（10 月）後、2027 年の告示に反映＞

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、半導体・フィジカル AI・AI データセンターなど 3 大メガプロジェクト関連産業の成長に伴い、新規商品名称も増加していることを受け、業界で通用している新規商品名称 72 件*を優先的に発掘し、告示に反映すると発表した。出願人が実際に使用している名称そのままに商標を出願できるよう利便性を高め、より容易かつ迅速に商標権を確保できるようにするための措置だ。

*（半導体）特定用途向け集積回路、ウェーハ検査装置、（フィジカル AI）LiDAR センサー、塗装用協働ロボット、（AI データセンター）Virtual Power Plant 用双方向システム、データセンター用液浸冷却など

商標を出願する際は、どの商品に使用するかを示す名称を必ず定めなければならない。しかし最近、人工知能（AI）などの新技術分野で新しい商品が次々と登場している一方で、業界で実際に使われている名称が告示名称に反映されておらず、登録に困難をきたしているという現場の声が続いている。

＜メガプロジェクト関連の商標出願が増加傾向…新商品の名称も着実に増加＞

知識財産処によると、3 大メガプロジェクト関連の商標出願は 2024 年以降、着実に増加傾向にあり、今年は 8 月までにすでに 7,016 件が出願され、昨年の年間出願件数（6,791 件）を上回った*。

* 商標出願総数（件）：（2024）5,635→（2025）6,791→（2026.8）7,016

このうち、商標分野の告示にまだ反映されていない新規商品名称も、毎年着実に増加している。特に今年は 8 月までに 142 件が出願され、昨年の年間件数（159 件）に迫った。

* 新規名称の出願（件）：（2024）139→（2025）159→（2026.8）142

今回発掘された新規名称は、10 月 5 日からホームページで公開され、2027 年 1 月 1 日の告示施行とともに正式に反映される。併せて、代表的な名称を選定し、ニーズ国際商品分類に反映されるよう積極的に推進する計画だ。

3 大メガプロジェクトをはじめ、新産業分野で新たに登場した商品およびサービスの名称があれば、知識財産処のホームページ*で提案することができる。提案された名称は、適合性の審査を経て、告示に順次反映していく予定である。
* ホームページ＞知的財産制度＞分類コード照会＞商品分類コード＞商品照会（新規商品名称提案）

知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「新規商品名称の先制的な導入は、出願の利便性を高め、迅速な商標権の確保を支援する制度的な裏付けとなるだろう」とし、「今後も変化する産業環境に合わせて、出願人が円滑に商標権を確保できるよう、継続的に支援していく」と述べた。

4－4 「AI はツール、権利は人の貢献によるもの」…知識財産委員会、AI 活用に関する知的財産権ガイドブック 5 種を総合的に検証

韓国知識財産処（2026.10.08.）

- 第 42 回国家知識財産委員会を開催、AI 活用発明の特許出願ガイドラインなど 4 案件を審議・確定

- **「知的財産の公正な秩序確立に向けた AI 活用発明の特許出願ガイドライン」を報告** AI は発明者になれず、人による「実質的な貢献」があってこそ特許取得が可能であることを明確化し、AI が生成した無分別な出願には厳正に対応
- **「生成 AI 関連著作権ガイドライン 3 種（登録、紛争予防、公正利用）」を報告**
  生成 AI 成果物の著作権登録、紛争予防、AI 学習における公正利用の判断基準など、AI の全ライフサイクルにおける著作権上の争点を整理し、法的不確実性を緩和
- **「AI 活用デザインの円滑な権利化に向けた出願ガイドライン」を報告**
  AI 活用デザインの創作・出願・審査の各段階における留意事項を案内することで、出願人の混乱を最小化

・ **「国家知識財産委員会運営細則の一部改正案」**

委員会の国務総理所属への変更や専門委員会の再編など、知識財産基本法および施行令の改正事項を反映

国務総理所属の国家知識財産委員会（ケ・スンギュン民間委員長、以下「知財委」）は 10 月 8 日午前 10 時 30 分、政府ソウル庁舎において、ケ・スンギュン民間委員長主宰のもと「第 42 回国家知識財産委員会」本会議を開催した。今回の会議は、生成 AI が創作活動全般へ急速に普及する中、特許・デザイン・著作権分野における AI 活用創作物の権利化基準を総合的に検証するために開催された。

＜AI は「ツール」、発明者は「人」…AI 活用発明の特許出願基準を明確化＞

知識財産処は、AI を活用した高品質な発明を積極的に保護するとともに、人による実質的な貢献がない AI 生成の無分別な出願には厳正に対応するため、今年 6 月に「AI 活用発明の特許出願ガイドライン」を公表した。

同ガイドラインでは、AI をツールとして活用した場合であっても、人が発明の過程に「実質的に貢献」していなければ特許を受けることはできないとの原則を明確にした。貢献の有無に疑義がある場合には、審査官が拒絶理由を通知するとともに、自筆署名入りの「発明者確認書」などの提出を求めることができる。

※発明者として認められる例

①具体的条件の設計

特定の機械装置の効率向上のため、一般的なデータではなく、研究者が自ら設計した特殊な物理条件やパラメーターを AI に入力し、最適な構造を導き出した場合

②選択および補完・修正

AI が提示した数百の化合物候補の中から、研究者自身の専門知識に基づいて有望な候補を選別し、AI が予測できなかった副作用を解決するために分子構造の一部を修正した場合

③実験による立証

AI が理論的に提示した新素材の配合比率などを基に、研究者が実際に合成実験を実施し、その結果を具体化した場合

※AI に単純な指示を与えただけの場合や、AI の生成結果を検討せずそのまま出願した場合は発明者として認められない。

＜生成 AI の学習から成果物まで…著作権上の論点を全段階で案内＞

文化体育観光部は、生成 AI の学習から成果物の生成までの過程で生じる著作権上の論点を整理した「生成 AI 関連著作権ガイドライン 3 種」について報告した。

「生成 AI 活用著作物の著作権登録ガイド」（2025 年 6 月韓国語版、2025 年 11 月英語版発刊）は、人の創作的貢献が認められる「AI 活用著作物」は著作権登録が可能であるとの基準を示した。AI 生成物そのものは登録できないが、その選択・配列・構成において人の創作的貢献が認められる場合には、編集著作物として登録できる。

「生成 AI 成果物による著作権紛争予防ガイド」（2025 年 6 月韓国語版、2025 年 11 月英語版発刊）は、生成 AI 成果物について、①従来の著作物を認識し、それに基づいて成果物を生成したかどうか（依拠性）、②成果物と従来の著作物の創作的表現が類似しているかどうか（実質的類似性）を基準として著作権侵害の有無を判断するよう案内している。

「生成 AI による著作物学習に関する著作権法上の公正利用ガイド」（2026 年 2 月韓国語版、2026 年 5 月英語版発刊）は、AI 学習に公正利用条項を適用是非の判断基準を示している。商業目的やウェブクローリングによる学習であっても、一律に公正利用から排除されるわけではなく、利用目的や著作物の種類など 4 つの要素を総合的に考慮して判断するとしている。

*「著作権法」第 35 条の 5（著作物の公正な利用）：著作物の通常の利用と抵触せず、かつ著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、当該著作物を利用することができる。

※判断基準となる 4 要素

◆第 1 要素：利用の目的および性格

◆第 2 要素：著作物の種類および用途

◆第 3 要素：利用された部分が著作物全体に占める割合および重要性

◆第 4 要素：著作物の利用が当該著作物の現在または潜在的な市場・価値に及ぼす影響

＜AI を活用したデザイン、人による「実質的な貢献」があってこそ登録可能＞

知識財産処は、デザイン分野における AI 活用の拡大に対応するため、「AI 活用デザインの円滑な権利化に向けた出願ガイドライン」を策定した。
AI はデザイン創作者になることができないため、出願書の「創作者」欄に AI の名称を記載することはできない。ただし、AI 活用デザインであっても、人による実質的な創作上の貢献が認められる場合、すなわち人がデザイン全体の美感に影響を与える支配的特徴を着想し、AI をツールとして活用して具体化した場合には、デザイン登録が可能である。

※人による実質的な貢献が認められる例

◆（**認定**）デザインの形状・比率・構成・色彩など、支配的な美感に影響を及ぼす具体的な指示語を入力しながら成果物を改善した場合
◆（**不認定**）従来の椅子デザインのサンプルを AI に入力し、「改良した椅子を作ってほしい」といった一般的な指示のみを与え、AI が生成した成果物をそのまま出願した場合

知識財産処は今後、AI 発明および出願事例を蓄積しながら審査基準の高度化を進めるとともに、創作者適格性に疑義がある場合には立証資料の提出を求める審査指針を整備する。また、故意による信義則違反の出願については、特許拒絶や無効などの法的制裁の根拠を新設する計画である。文化体育観光部は、韓国著作権委員会において今年、AI 企業向け専門相談窓口を運営（2～8 月、96 件支援）したのに続き、年内に「AI 学習目的の著作物譲渡・利用許諾標準契約書」を配布する予定である。また、AI 活用著作物の登録時に人の貢献度を明示する「生成 AI 活用情報明細書」の導入も推進する。

知財委のケ・スンギュン民間委員長は、「AI は今や創作活動における一般的なツールとなったが、知的財産制度の中心には依然として人の創造性がなければならない」とし、「本日議論したガイドラインが、AI を活用した正当な創作を手厚く保護し、無分別な出願を適切に排除する公正な知的財産秩序の基準となるよう、国際的なルール形成の議論においても韓国が主導的な役割を果たしていく」と述べた。

会議・イベント・研修

5－1　韓国の知的財産行政のルーツと歩みを振り返る

韓国知識財産処（2026.10.02.）

- 知識財産処・韓国知識財産研究院、「第 3 回知識財産政策フォーラム」を開催（10 月 2 日）
- 知的財産行政の歴史と今後の知的財産政策の方向性について議論

知識財産処（キム・ヨンソン処長）と韓国知識財産研究院（チェ・ギュワン院長）は、10 月 2 日（金）14 時、エルタワー（ソウル市瑞草区）にて、「知的財産行政の歴史的足跡と今後の方向性」をテーマに「第 3 回知識財産政策フォーラム」を開催すると発表した。

今回の公開討論会は、知識財産処の発足 1 周年を迎え、知的財産行政の歴史的起源と発展過程を振り返り、今後の方向性を議論するために企画された。

今回の行事には、国家知識財産委員会のケ・スンギュン委員長と知識財産処のキム・イルギュ知識財産政策局長が祝辞を述べ、韓国知識財産研究院のチェ・ギュワン院長をはじめ、産業界・学界・研究機関の知的財産専門家約 80 名が出席する。

最初の発表では、朝鮮大学のハン・ジヨン法学科教授が「韓国の知的財産行政の歴史」をテーマに、1882 年にチ・ソクヨン先生が王に提出した上疏文から今日に至るまで、知的財産行政の歩みを振り返る。2 番目の発表では、韓国知識財産保護院のイ・ジョンイン日本知識財産センター長が、「韓国知識財産行政の出発と Infant Patent Office」をテーマに、特許庁がどのように設立され、運営されてきたかを紹介する。続いて、2 つの発表内容を基に、今後の知的財産行政の進むべき方向について、出席者と共に議論するパネルディスカッションが行われる。

知識財産処のキム・イルギュ知識財産政策局長は、「根の深い木が風に揺らぐことがないように、長きにわたり続いてきた知的財産行政の歴史が、大韓民国の明日を支える力である」とし、「知識財産処はその根の上に立ち、知的財産が国家経済成長の中核的な原動力となるよう最善を尽くす」と語った。

韓国知識財産研究院のチェ・ギュワン院長は、「今後も知的財産制度と政策の主要な懸案を継続的に発掘し、『知識財産政策フォーラム』により、学界・産業界・政府・研究機関など多様な専門家が共に議論できる場を広げ、国家の知的財産政策の発展に貢献していく計画だ」と述べた。

5－2　知識財産処とLGグループ、知的財産に関する現場コミュニケーション懇談会を開催

韓国知識財産処（2026.10.15.）

- 国際的な知的財産環境の変化に伴う企業の課題をヒアリング
- 韓国知識財産処の発足以降の主な政策成果および今後の政策方針を共有

知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、10月15日（木）午前9時30分、LGサイエンスパーク（ソウル市江西区）にて、LGグループ系列会社*の知的財産担当役員らと現場コミュニケーション懇談会を開催したと発表した。

* LGエレクトロニクス、LGエナジーソリューション、LGディスプレイ、LG化学、LGイノテック、LG生活健康、LGAI研究所

今回の懇談会は、国際的な技術覇権争いが激化する中、韓国企業が海外進出の過程で直面する知的財産関連の問題点をヒアリングし、政策に反映させるために設けられた。

最近、LGグループの系列各社は、積極的な海外特許の確保により特許障壁を構築し、競合他社による技術の無断流用を阻止するとともに、特許の収益化も強化するなど、国際市場において知的財産を効果的に活用している。

この日の懇談会には、LGエレクトロニクスのチョ・フィジェ副社長をはじめ、LGグループ系列各社の知的財産担当役員9名が出席した。LGグループは、中核技術・製品に関連する知的財産の主要な懸案事項を共有するとともに、人工知能技術の急激な発展や国際貿易・経済安全保障環境の変化の中で、企業が直面している問題点を伝えた。

知識財産処は、すべての人のアイデア、先端・中核技術の流出防止体制の強化、特許・商標審査待ち期間の短縮、知的財産金融の拡大など、これまでの政策成果とともに、海外での模倣品

の根絶に向けて 7 日に本格的に施行された「K-ブランド政府認証制度」など、知識財産処の主要な政策方向を紹介した。

知識財産処キム・ヨンソン処長は、「企業の現場の声に基づき、韓国企業がコア技術に関する知的財産を迅速に確保し、国際市場で積極的に活用できるよう、支援を強化していく」と述べた。

会議・イベント・研修

今号はありません

過去のニュースは、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム